

# 第174回通常国会で改正された 主な社会保障関係の法律

(会期:平成22年1月18日～6月16日)

## 【 目 次 】

- ①国民年金法等の一部を改正する法律  
（議員立法）
  
- ②医療保険制度の安定的運営を図るための  
国民健康保険法等の一部を改正する法律

①国民年金法等の一部を改正  
する法律（議員立法）

# 国民年金法等の一部を改正する法律案の概要

## 1. 法案の趣旨

公的年金制度に基づく障害年金の受給権者について、結婚や子の出生等による生活状況の変化に応じたきめ細かな対応を図る観点から、障害基礎年金、障害厚生年金等の額の加算に係る子及び配偶者の範囲を拡大するための所要の措置を講じるもの。

## 2. 法案の概要

### (1) 障害基礎年金の子の加算の改善

障害基礎年金について、年金を受給した後に子を有するに至ったときにも加算を行うものとする。

### (2) 障害厚生年金、障害共済年金の配偶者の加算の改善

障害厚生年金について、年金を受給した後に65歳未満の配偶者を有するに至ったときにも加算を行うものとする。(障害共済年金についてもこれと同様の改正を行う。)

(注) 昭和60年改正前の国民年金法や厚生年金保険法に基づく障害年金についても上記に準じた改正を行う。

### (3) 施行期日

平成23年4月1日

## 国民年金法等の一部を改正する法律案要綱

### 第一 国民年金法の一部改正（第一条関係）

一 障害基礎年金について、受給権者によって生計を維持しているその者の子があるときに加算を行うものとする。

二 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の子を有するに至ったときは、その翌月から、障害基礎年金の額の改定を行うものとする。

### 第二 厚生年金保険法の一部改正（第二条関係）

一 障害厚生年金について、受給権者によって生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者があるときに加算を行うものとする。

二 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者を有するに至ったときは、その翌月から、障害厚生年金の額の改定を行うものとする。

### 第三 国家公務員共済組合法の一部改正（第三条関係）

国家公務員共済組合法の規定による障害共済年金について、第二の改正に準じた改正を行うこと。

#### 第四 地方公務員等共済組合法の一部改正（第四条関係）

地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金について、第二の改正に準じた改正を行うこと。

#### 第五 国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正（第五条関係）

一 国民年金法等の一部を改正する法律による改正前の国民年金法の規定による障害年金について、第一の改正に準じた改正を行うこと。

二 国民年金法等の一部を改正する法律による改正前の厚生年金保険法又は船員保険法の規定による障害年金について、第一の改正及び第二の改正に準じた改正を行うこと。

#### 第六 施行期日等

##### 一 施行期日

この法律は、平成二十三年四月一日から施行すること。

##### 二 経過措置

1 施行日において現に障害基礎年金の受給権者によって生計を維持しているその者の子（当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至った子に限る。）がある場合における障害基礎年

金の額の改定について、所要の経過措置を設けること。

2 その他障害厚生年金の額の改定等に関し必要な経過措置を定めること。

### 三 関係法律の整備

関係法律について、所要の規定の整備を行うこと。

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第八十八条 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4  障害共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者を有するに至つたことにより第一項に規定する加給年金額を加算することとなつたときは、<u>障害共済年金の額を改定する。</u></p> <p>5  第八十条第四項（第五号から第十号までを除く。）の規定は、第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。</p>	<p>第八十八条 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4  第八十条第四項（第五号から第十号までを除く。）の規定は、第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。</p>



◎ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）抄  
 （第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則                      （退職共済年金の加給年金額等の特例）                      第十七条 退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者が大正十五年四月一日以前に生まれた者である場合においては、新共済法第八十条第一項（新共済法附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）並びに第八十八条第一項及び第四項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 二 号）附則第二条第四項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは、「配偶者」としてこれらの規定を適用し、新共済法第八十条第四項第四号（新共済法第八十八条第五項又は附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の四第三項及び第六項若し</p>	<p>附則                      （退職共済年金の加給年金額等の特例）                      第十七条 退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者が大正十五年四月一日以前に生まれた者である場合においては、新共済法第八十条第一項（新共済法附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第八十八条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは、「配偶者」としてこれらの規定を適用し、新共済法第八十条第四項第四号（新共済法第八十八条第四項又は附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の四第三項及び第九項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</p>

2  
くは附則第二十五条の六第七項及び第九項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2  
(略)

②医療保険制度の安定的運営を図る  
ための国民健康保険法等の一部を  
改正する法律

# 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要

医療保険制度の安定的な運営を図るため、市町村国保、協会けんぽ、後期高齢者医療制度における保険料の引上げの抑制等のための所要の改正を行う。

## 概要

### I 市町村国保の保険料軽減のための措置等 (国保法) (③は平成22年7月1日施行)

- ① 財政支援措置の4年間の延長(約2000万世帯 加入者約3600万人 1世帯平均で年間約1.2万円の保険料上昇抑制効果)
  - ・ 「低所得者を抱える市町村」、「高額な医療費」に対する国、都道府県の補助等を引き続き実施。
- ② 市町村国保の財政安定化のため、都道府県単位による広域化を推進
  - ・ 都道府県の判断により、市町村国保の広域化についての方針の作成、市町村の拠出により医療費を賄う共同事業の拡大等を可能とする。
- ③ 保険料滞納世帯であっても、医療を現物給付で受けられる子どもの対象の拡大(中学生以下→高校生世代以下)
  - ・ 一旦窓口で医療費を支払わなければならない資格証明書の交付世帯に属する高校生世代に、短期被保険者証を交付。

### II 中小企業の従業員、事業主の保険料軽減のための措置 (健保法等) (①③は平成22年7月1日施行)

◆ 協会けんぽの逼迫した財政状況に鑑み、保険料の大幅な引上げを抑制するため、24年度までの3年間において、財政再建のための特例措置を講ずる。(被保険者約2000万人 加入者約3500万人 22年度で労使年間2.1万円の保険料上昇抑制効果)

- ① 国庫補助割合を13%から16.4%に引き上げ
- ② 単年度収支均衡の特例として、21年度末以降の赤字額について、24年度までの償還を可能とする
- ③ 後期高齢者支援金について、被用者保険グループでの負担能力に応じた分担方法を導入 (高齢者医療確保法)
  - ・ 後期高齢者の医療費に対する現役世代からの支援金の3分の1(22年度は9分の2)について、保険者の財政力に応じた負担(総報酬割)とする。

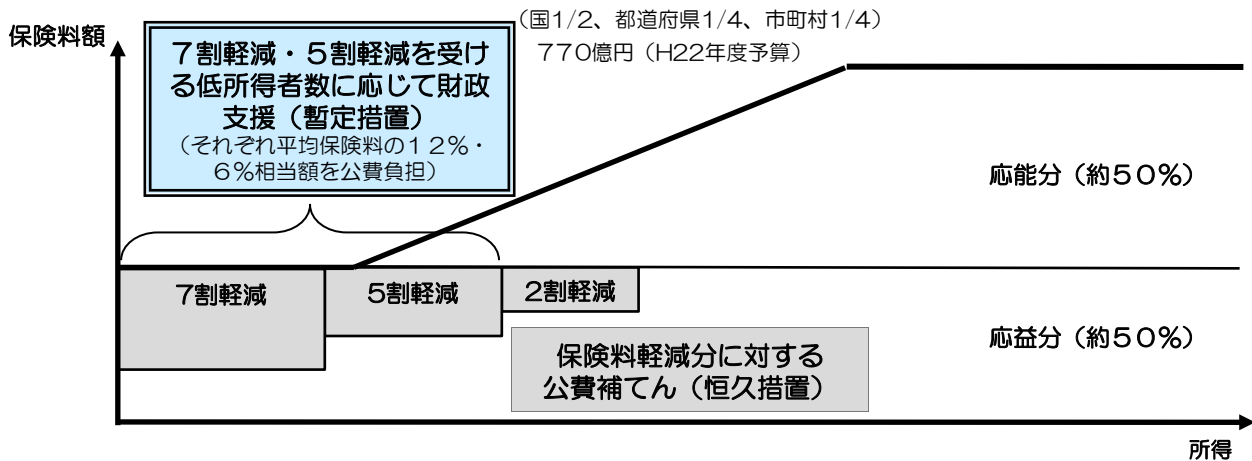
### III 高齢者の保険料軽減のための措置 (高齢者医療確保法)

- ① 給付変動等に備えるため都道府県に設置している財政安定化基金について、保険料の引上げの抑制に活用できるようにする
- ② サラリーマンに扶養されていた方の保険料の軽減措置を延長する(約190万人 年間平均約2.1万円の保険料上昇抑制効果)  
※予算措置をあわせると約3.8万円

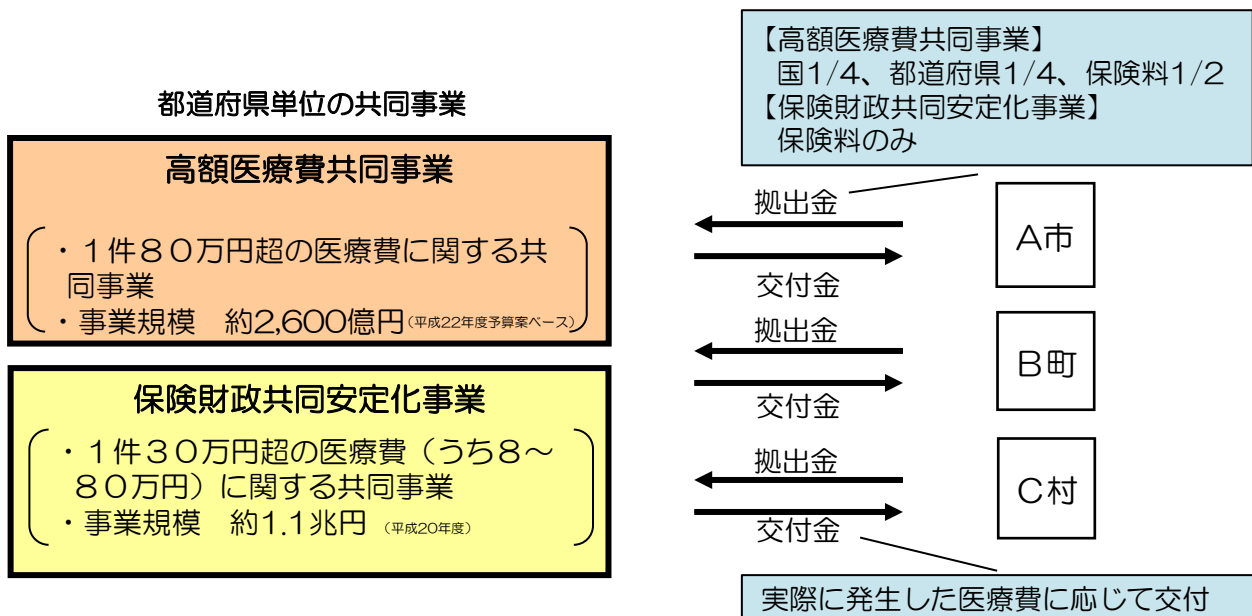
## 施行期日

公布の日

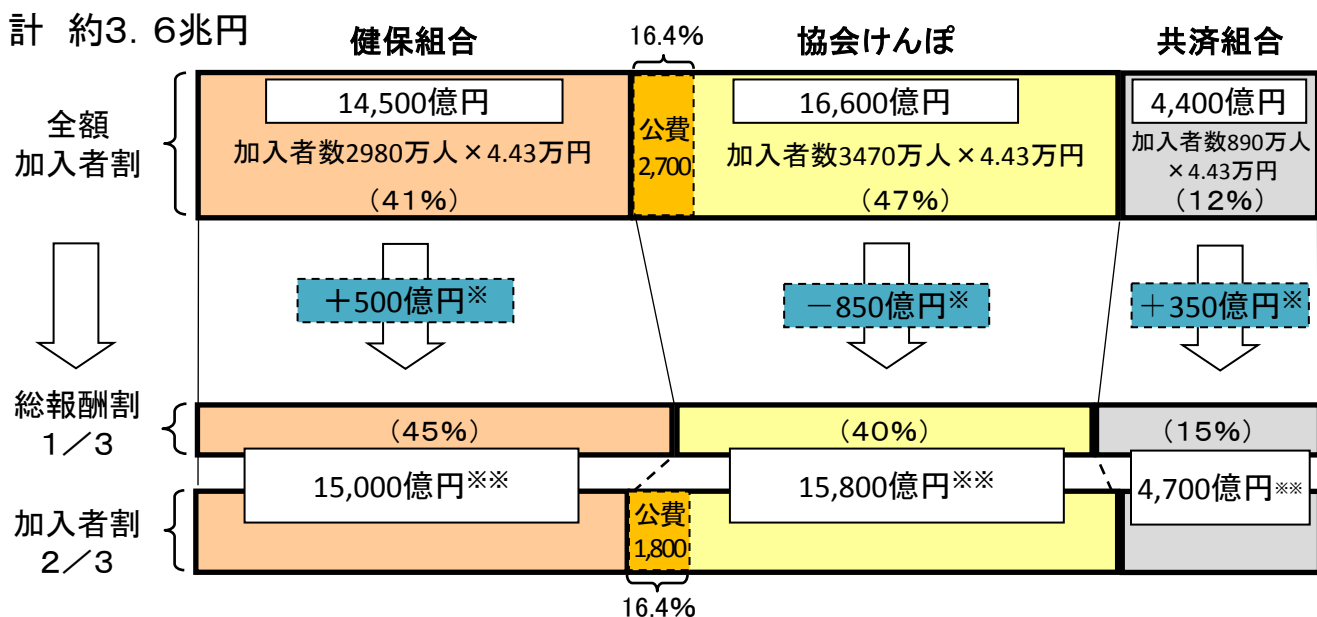
# 市町村国保における保険基盤安定制度の概要



# 市町村国保における高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業の概要



# 被用者保険の後期高齢者支援金への総報酬割導入について



※ 22年度は、健保組合+330億円、協会けんぽ-560億円、共済+230億円  
 ※※ 22年度は、健保組合14,800億円、協会けんぽ16,100億円、共済4,600億円